

## ○西紋別地区環境衛生施設組合議会傍聴人取締規則

〔昭和50年4月1日〕  
規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴人の取締りに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の受付)

第2条 議会の会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名、職業、年齢を傍聴人名簿に記載し、係員の指示に従って着席しなければならない。

(傍聴人の制限)

第3条 議長は、議場の都合により、傍聴人を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる事由があっても議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。
- (5) 飲酒しないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器、その他、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 精神異常があると認められる者
- (3) 粗暴、又は酒気を帯びていると認められる者
- (4) 異常な服装をしている者
- (5) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者
- (7) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(写真、映画の搬影及び録音等の制限)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、総て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。